

【変更前の記載】

【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分（共通して記載）】

■資格管理事務（特定個人情報ファイルの取扱有）

i. 資格情報の登録

オンライン（マイナポータル）もしくは紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）（以下、「住基法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（以下、「番号法」という。）に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。

ii. 登録情報の訂正・変更

オンライン（マイナポータル）もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。

iii. 資格の停止・取り消し

資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。

iv. 資格の削除

オンライン（マイナポータル）もしくは紙での申請について、マイナンバーを利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。

■決済事務（特定個人情報ファイルの取扱無）

i. 決済

資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。

ii. 入出金管理

各種申請（登録、訂正等）を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。

iii. 統計処理・集計処理

任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。

■資格証事務（特定個人情報ファイルの取扱無）

i. デジタル資格証発行（オンライン）

資格保有者が自身の保有する資格情報を第 3 者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。

ii. 資格証の発行・再発行（紙）

資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン（マイナポータル）もしくは紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。

■資格情報の既存システムとの連携（特定個人情報ファイルの取扱有）

登録事務処理センター（社会福祉法人日本保育協会）が保有する保育士登録システム及び保育士登録者検索システムと国家資格等情報連携・活用システムに登録された特定個人情報を含む資格情報データを連携し登録情報の同期を行い正確な資格情報の管理を行う。